

平成29年度予算見積調書

課室名：少子政策課
 担当名：施設運営担当
 内線：3330

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B220	地域型保育給付費負担金		一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	地域型保育給付費負担金	
事業期間	平成27年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第67条		挑戦項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現		
					分野施策	010102 子育て支援の充実		
1 事業の概要			5 事業説明					
保護者の就労や疾病等により保育の必要性の認定を受けた児童を、市町村が認可した地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）に入所させ、児童の健全な育成を図る。 (1) 家庭的保育事業 15,832千円 (2) 小規模保育事業 3,278,127千円 (3) 事業所内保育事業 167,282千円 (4) 居宅訪問型保育事業 706千円			(1) 事業内容 ア 家庭的保育事業 児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定をした児童が家庭的保育事業所に入所した場合、子ども・子育て支援法第67条の規定により所要の経費の1/4を義務負担する。 イ 小規模保育事業 児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定をした児童が小規模保育事業所に入所した場合、子ども・子育て支援法第67条の規定により所要の経費の1/4を義務負担する。 ウ 事業所内保育事業 児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定をした児童が事業所内保育所に入所した場合、子ども・子育て支援法第67条の規定により所要の経費の1/4を義務負担する。 エ 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定をした児童が居宅訪問型保育事業で保育を受けた場合、子ども・子育て支援法第67条の規定により所要の経費の1/4を義務負担する。					
2 事業主体及び負担区分			(2) 事業計画					
事業主体：市町村 負担区分：国1/2（県1/4）市町村1/4			「埼玉県子育て応援行動計画」において、地域型保育事業受入枠を3,424人（H27）から6,662人（H31）に拡大することとしている。					
3 地方財政措置の状況			(3) 事業効果					
あり			保護者の就労や疾病などにより、保育の必要性の認定を受けた児童を入所させることにより、女性の子育てと仕事の両立及び児童の健全な育成を図る。					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.3人＝2,850千円								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
決定額	3,461,947						3,461,947	1,545,800
前年額	1,916,147						1,916,147	